

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

1

No.283 | Jan. 2025

労務のみらい

—
育児休業給付金の
延長手続きが
変わります

A Happy
New Year

特集

2025年新春スペシャル

桑木小恵子 新理事長 インタビュー

〈社長の履歴書〉株式会社アライプロバンス 新井太郎氏
〈経営者のミカタ〉交際費等から除外される接待飲食費について
〈オフィスレポート〉名古屋事務所



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

新年おめでとうございます。
旧年中は格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
本年も何卒よろしく願い申し上げます。

昨今、私たちの行動や考え方に大きな変化をもたらす
イノベーションが次々と誕生しています。
特にAIの進化は目ざましいものがあり、
仕事でもプライベートでも、新しいツールやテクノロジーが浸透しています。

個人個人を取り巻く環境が変化しているにもかかわらず、
皆さまに寄り添って経営支援に携わる当法人が変化を恐れているのは、
お力添えできるはずありません。
むしろ、Comfort Zone(居心地の良い場所)を飛び出して果敢に挑戦し、
変化に対応できる力を磨いていく必要があります。

これからも今まで以上に皆さまに寄り添い、
変化に対応した最適なサービスを提供できるよう全力を尽くす所存です。
そのためにも、皆さまの“思い”や“お考え”をぜひお聞かせください。
皆さまのお声を大切に受け止めながら、
共に未来を切り拓いていければと考えています。

2025年が皆さまにとって素敵な一年となりますよう、
心よりお祈り申し上げます。

2025年 新春

辻・本郷 税理士法人
理事長 桑木小恵子

TAX &
CONSULTING

HONGO TSUJI



私たちは、
お客様の伴走者で
あり続けます

桑木小恵子理事長インタビュー

2025年1月1日に辻・本郷 税理士法人の理事長に就任した桑木小恵子が、
就任に際しての思いと、未来への展望を語ります。

コロナ禍を経て、税理士業界を取り巻く環境は大きく変化しています。この現状を、桑木理事長はどのように捉えていますか？

現在、多くの業界でAIを中心としたデジタル技術の導入が進み、生産性向上が加速しています。この流れは税理士業界にも当てはまります。ただし、重要なのはAIを無闇に導入するのではなく、その特性を見極め、適切な形で活用することです。

私たちはプロフェッショナルとして、お客様の課題に真摯に向き合い、解決を目指すソリューション集団

です。税務業務を基盤としたコンサルティングファームとして、さらに進化していく必要があります。コンサルティングする上では、AIといったデジタルツールだけでなく、人の感性も重要です。AIに任せるところ、そして、人が対応するところ。この両輪を上手くかみ合わせて進めていきたいと考えています。

具体的には、AIに任せる部分と人が対応する部分、それぞれどういった内容になりますか？

例えば、記帳の代行や書類の作成・整理といった業務は、速度と正確さに優れたAIに任せていきます。

一方、人は「行間を読む」ことや「顔を合わせることで通じ合える」ことができます。表情や言葉など「五感」を通じて、言葉や数字では表現しきれない秘めた思いや悩みを察することが可能です。これは、人にしかできない領域です。

AIと人が協業するような形でお客さまに向き合っていくわけですね。

お客さまのビジネス環境は激変しています。情報は瞬時に世界中を駆け巡り、ボーダーレス化はさらに進行し、マーケットは日々変化します。お客さまはマーケットのニーズに対応するためイノベーションを繰り返し返しています。当然、私たちもイノベーションを行う必要があります。そのためには辻・本郷という企業が、どこに向かって、どのような価値を創造すべきなのかという指針を明確にする必要があります。そして、その指針を今回「Mission」「Vision」「Value」という形で、新しく策定いたしました。

「不易流行」の理念を体現する

それでは、まずMissionからご説明ください。

私たちはMission(私たちが果たすべき責務)を「私たちは、お客さまの伴走者であり続けます」と定めました。これを実現するには、これまでに培ってきた辻・本郷の大切な文化と、AIのような新しい技術を融合させていく必要があります。

江戸時代の俳人、松尾芭蕉が説いた俳諧の理念に「不易流行」があります。「不易」はいつも変わらない普遍的なもの、「流行」とは時代と共に変化する新しさを意味します。私たちも「不易流行」を体現し、柔軟な組織づくりを通じてお客さまに寄り添い続けたい

と考えています。

守り続けていく辻・本郷の文化には、どのようなものがありますか？

風通しがよく、挑戦や新規性の高い企画に対して「まずやってみよう」というポジティブな姿勢・風土が根づいています。若い世代の意見を取り入れる大切さを、メンバーが皆認識しているこの素敵な文化は、これからも守っていくべきだと考えています。

また、フレンドリーで明るい雰囲気も維持していきたいですね。職場が暗いと意見も出にくく、知らず知らずのうちに組織が硬直化してしまいます。今と変わらずに所員同士が「～さん」付けで呼び合い、お互いを尊重し合う姿勢も守っていききたいです。

あと、職業柄かもしれませんが、非常に勤勉な所員に囲まれているのは幸せですね。税務・会計をベースに経営者の皆さまをご支援できているのは、ひたむきにお客さまと向き合う勤勉なメンバーが集まっているからだと思います。新しさを取り入れながらも、こうした辻・本郷らしさを大切にしていきたいです。

真のプロフェッショナルを目指す

VisionとValueをご説明ください。

Vision(目指すべき姿)は、お客さまの最良のパートナーであり続けることです。そのため、すべての所員に対して「プロフェッショナル」であることを求めています。「プロフェッショナル」とは、「挑戦」「価値創造」「誠実」の精神を持ち、課題解決に尽力する人材を指します。Value(組織が提供する価値=人材のマスト要件)は、「誠実に、信頼される者であれ」「自ら考え、貢献する者であれ」「恐れず、挑み続ける者であれ」としました。

Mission・Vision・Valueをお聞きして、目指すべき方向性がよく理解できました。

伴走者であり続けるためには、単にお客さまの横についているだけでは意味がありません。時代の流れに敏感になり、常に知識を身につけ、的確なアドバイスをしないとけません。現状に留まらずに、今日より明日と常に進化することを志し、税理士であることをベースとしながらも、それを凌駕するコンサルタント集団として機能する。そんなプロフェッショナルを私たちは目指しています。

新しい領域に 果敢にチャレンジ

今後、注力していく取り組みについて教えてください。

まず、お客さまの課題にスピーディに対応すべく、DX推進は引き続き積極的に行ってまいります。

記帳業務がその最たる例ですが、デジタルテクノロジーによって効率化・自動化を図れる業務については、AI-OCRやRPAツールを積極的に活用してまいります。

私たちコンサルタントは常にお客さまの現場に在るわけではありませんから、少しでもお客さまと会い、直接話すよう努めることが肝要です。皆さまの抱えている悩みを肌で感じ、最適な経営支援を実現すべく、フロントからバックオフィスまで、あらゆる部署にDXソリューションを導入していきます。

一方で、注意しなければならないのは、セキュリティ環境です。私たちが取り扱っているデータはほぼすべて秘匿性の高い機密情報ですから、DXソリューション、AI開発などと表裏一体で、セキュアな環境の構築が求められます。引き続き、強化していく方針です。

次に、ファミリーオフィス事業です。ファミリーオフィスとは、一族の投資管理と資産管理を通じて資産を次世代に継承し、一族の持続的な繁栄を支援するサービスです。2022年に「辻・本郷ファミリーオフィス株式会社」を設立し、サービスを提供しています。「家族」「財産」「経営」という三つの視点から最適解を導き出すことが、このサービスの特徴です。相続・承継や国際税務にも精通した人材を所内に整えていることが、辻・本郷ならではの強みだと思います。

総合的なコンサルタントとして 伴走する

組織としての辻・本郷はどのような形態を目指すのでしょうか？

組織体制としてカンパニー制を導入します。カンパニー制とは、事業単位で組織を区分し、それぞれを独立した会社のように運営する仕組みです。これにより、事業ごとに専門性をさらに高めたサービス提供が可能になります。そして、それぞれの領域で蓄積されたナレッジは横断的に情報共有します。お客さまの多様な相談事に応じて、それぞれのプロフェッショナルが対応することになり、高品質なサービスをワンストップで提供で



きます。お客さまの悩みを解決するため、より機能的な組織づくりを目指します。

Mission・Vision・Valueの策定、新サービスの提供、そしてカンパニー制の導入など、新しい時代に向けて刷新したところも多々ありますが、私はこれまでの辻・本郷の企業文化が大好きで、これからも大切にしていきたいです。信頼できるパートナーとしての確かな伴走をすることで企業の成長に貢献できると信じています。お客さまとの伴走を続けることで、結果として私たち自身も成長し続けることができます。2,200を超えるメンバーとともに、税務をベースにしながらも、総合的なコンサルタントとして、これからもお客さまと共に未来へ向けて走り続けます。

〔桑木小恵子プロフィール〕

- 2007年6月
税理士登録(近畿税理士会)
- 2008年9月
博士(技術経営)取得
- 2008年10月
辻・本郷 税理士法人 入所
- 2018年10月
辻・本郷 税理士法人
執行理事(現シニアパートナー) 就任
- 2024年8月
京都大学 客員教授 就任
- 2024年10月
辻・本郷 税理士法人 理事 就任
- 2025年1月
辻・本郷 税理士法人 理事長 就任





社長の履歴書

58

President's Resume

120年の歴史に

新たな息吹を



辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、株式会社アライプロバンス 代表取締役社長の新井太郎さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社アライプロバンス
代表取締役社長

新井太郎氏

総合不動産カンパニーへと 事業転換

東京都墨田区に本社を構える株式会社アライプロバンスは、1903年(明治36年)に創業した、120年を超える歴史を誇る企業です。代表取締役社長の新井太郎さんは、1995年に22歳で入社し、2014年に取締役に就任。2023年に代表取締役社長に就任しました。

同社の前身である株式会社新井鉄工所は、戦後に石油掘削機器の製造を軸に事業を拡大し、1970年代には世界的企業へと成長しました。しかし時代の変化とともに事業が縮小し、2016年には製造業から完全撤退を決断します。そして2020年、総合不動産カンパニーへの事業転換を果たし、第二創業を迎えました。

どこまでも考え抜く

製造業からの撤退には解散という選択肢もありましたが、新井さんは「100年を超える経営の灯を絶やしたくない」という強い思いから、あらゆる可能性を探り、新たな事業の方向性を必死に模索しました。そして、同社の資産である広大な工場跡地を活用し、マルチテナント型物流倉庫と



いう新しい事業モデルを生み出したのです。「経営には答えはないと思います。答えを出すために考え抜くだけです。もし答えがあるとすれば、『どれだけ考え抜いたか』だと思います」と新井さんは語ります。

現在、同社はマルチテナント型物流倉庫を中心に、住宅やオフィスなど多様な不動産アセットを取り扱っています。第二創業に際して「アライプロバンス」と社名を変更しました。この名称には「アライ(新井)」「プロパティ(資産)」「アドバンス(前進)」の意味が込められています。そして「当事者意識・問題・目的意識を高く持つ」「本音で取り組む」「スピード感をもって対応する」、という3つからなる企業理念を明文化しました。「同社には『チャレンジ精神』と『独自性の追求』という120年の歴史が培った確かなDNAがあります。そして、それを実行するための基軸として企業理念を

つくりました。シンプルで簡単なことですが、やりきることが大切なんです」と、新井さんは第二創業への強い思いを語ります。

「面白い」会社を目指す

同社は、さらに100年続く企業として、時代のニーズに合わせた進化を図ります。「『面白い』会社にしたいですね。さまざまな挑戦をして、考え抜き、真剣に取り組み、達成感を味わえる。そんなことができる『面白い』会社を目指します」と新井さんは語ります。また、新井さんは歴史的建造物の保存修復に対し助成支援する公益財団法人「新井財団」の理事長も務めています。時代を見据え、地域社会や文化を見守り、未来を切り開くその視線は鋭くも温かい。アライプロバンスの「面白い」挑戦は、今後も進化を続けます。

BIOGRAPHY

- ・1973年 東京都出身
- ・1995年 株式会社新井鉄工所入社
- ・2014年 同社 取締役就任
- ・2016年 同社 製造事業撤退
- ・2020年 株式会社アライプロバンスに社名変更
- ・2023年 同社 代表取締役社長就任

株式会社アライプロバンス

創業1903年。2020年に製造業から総合不動産カンパニーへ転換した。千葉県浦安市と東京都江戸川区東葛西に大型のマルチテナント型物流倉庫を展開。物流施設やマンション、オフィスビルの開発・運用を通じて、地域社会や経済の発展に貢献している。

- 🌐 <https://www.araipro.co.jp>
- 📍 東京都墨田区江東橋2-8-3
- ☎ 03-3633-6931



経営者のミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

交際費等から除外される 接待飲食費について



水戸事務所
桐原 次弥

2024年4月1日以降、交際費等の範囲から除外される接待飲食費について、1人当たりの金額基準が5,000円以下から10,000円以下となりました。適用の際は次の点について注意してください。

1. 社内飲食費は含まれません！

役員や従業員及びこれらの親族を対象とした社内飲食費は、この接待飲食費に含まれません。

2. 書類の保存が必要です！

社内飲食費でないことを明らかにするため、飲食等の①年月日、②参加者氏名又は名称及びその関係、③参加人数、④金額、飲食店名称・所在地、⑤その他参考事項が記載された帳簿書類(総勘定元帳、領収書・請求書等)の保存が必要です。

帳簿書類へ追記する場合、②、③は原則、すべての相手先の氏名又は名称・参加人数を記載するのですが、氏名が分からない参加者がいたり参加者多数の場合は「〇〇会社・□□部、△△◇◇(氏名)部長他10名卸売先」等の記載でも差し支えありません。

なお、領収書の分割、相手方名の偽記載及び参加人数水増し等は税務調査でペナルティの対象となりますので注意してください。

3. インボイス導入後の金額基準判定に注意！

金額基準は、原則、①税込経理方式では消費税税込金額で、②税抜経理方式では税抜金額で判定しますが、インボイス導入後の税抜経理方式では、受領した領収書等が非適格請求書の場合は注意が必要となります。

非適格請求書の消費税の仕入税額控除について経過措置(80%相当額等)の適用を受けた場合は、仕入税額控除の対象とならなかった額(20%相当額等)を、飲食費の本体金額に加算して金額基準の判定を行う必要があります。

いかがでしょうか、交際費について損金不算入額がある法人におかれましては、上記の点について注意いただくことにより、交際費等から除外され費用計上できる金額が増加するかもしれません。

もっと身近に パブリック

医療・社会福祉・公益法人・地方公共団体の“今”



ヘルスケア事業部
大谷 朋子

医療法人の将来をどのようにお考えですか？

新年を迎え、新たな気持ちで将来についてお考えになる方も多いことと思います。院長が高齢になるなどして医院の継続が難しくなった場合、最初に考えられることは院長の子どもや配偶者・兄弟などによる親族内承継です。しかし、子どもが医師であっても跡を継がないケースが増え、親族外への承継も選択肢として増えています。

また、医療法人には出資持分がある法人とない法人があり、出資持分がある医療法人の場合、出資者においてその持分が相続税の課税対象となります。持分評価額が高額となればなるほど相続税が大きな負担となり、医療法人の存続が危ぶまれるといったケースが多く見られます。

後継者を見つけることはもちろん大切ですが、出資持分なしの医療法人への移行を検討するなど、医業承継について今一度考えてみませんか。



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[社会保険労務士 坂本 さやか]



育児休業給付金の延長手続きが変わります

改正のポイント

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前（再延長で2歳に達する日前）まで支給を受けることができます。これまでの育児休業給付金の延長手続きでは、保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書等を提出すれば、育児休業給付金の延長手続きがとれましたが、2025年4月からはこれまでの確認に加えて、保育所等の利用申し込みが速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。育児休業および給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにも関わらず市区町村に入所申し込みをしていないか審査がより厳格化されることとなります。

必要な書類

○市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書等)

※市区町村に保育の利用を申し込んだものの、子が1歳に達する日の翌日(子の1歳の誕生日)の時点で保育が実施されないことの証明書。

新 ○市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

※申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要。電子申請で申し込みを行った場合は、申請内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したものを保管しておく。

新 ○育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

※保育所の入所申し込みをした日、内定を辞退していないか、申し込みをした保育所が自宅から30分以上の場合はその理由等保育所の申し込みについて詳細に記載。

保育所の申し込みのタイミング等については市区町村ごとに違う場合があります。2025年4月以降に育児休業給付金の延長を考えている従業員の方には、お住いの市区町村のHPをよく確認をすること、保育所の申込書の写しをとっておくこと等事前に連絡しておくことをおすすめします。



あれこれ
相続の
気になる
ちよつと

木村信夫の



辻・本郷 税理士法人
副理事長

相続は文書化が大事です！

1 ある相談者

以前ある地方で相談を受けました。

父親が亡くなり相続財産は約2,000万円の有価証券でした。相続人は母親と子ども2人の合計3人で、相続税は基礎控除以下となり相続税の申告は必要ありません。父親は以前から「自分が死んだら子ども2人で分けてくれ」と母親に言っていたので、母親は子どもたち2人と口頭で遺産分割をしました。分配の手続きはその金融機関に口座を持っていたのは母親だけだったので、形式的にその金融機関の相続手続き書類に相続人全員で署名捺印して母親の口座に全額入金しました。その後母親は子どもたちに各1,000万円ずつ送金しました。

2 口頭による遺産分割

その相続人の子ども1人が、口頭による遺産分割で問題がないかどうか心配になり相談に来ました。

一般論で言えば、母親が亡くなったり子どもが結婚をして配偶者や子どもができると問題となることがあります。「あの時は母親がいたので言えなかったが父親は自分に多くと言っていた」などで揉めるケースがあります。また、税務署に母親からの贈与だと言われるかもしれません。このケースで言えば、相続人3人で遺産分割協議書を作成する必要がありました。

3 相続は2回別々

相続人である子どもは長男と長女の2人です。

長男が「父親の相続は自分が多く財産をもらう代わりに、母親の相続の時には自分は相続財産を貰わなくて良いから」と主張する場合があります。

ちょっと待ってください！

父親の相続と母親の相続はまったく別物です。上記の長男の発言通り遺産分割をして、10年後に母親の相続が開始したとします。

恐らく長男は、母親の残した財産の半分を遺産分割で要求してきます。遺言書がない場合には、長男は相続人としての自分の権利を請求できるのです。

父親の相続の時に、「母親の相続の時には貰わないから」との長男の発言は、将来のことを今決めることであり法律的に無効です。これは「紳士協定」ということで法的効力はないのです。相続における甘い言葉には要注意です。

いずれにしても、将来のことを考えずに、その時々でしっかり取り決めをすることが大切なことです。また口頭ではなく、その都度文書化しておくことがとても大事です。



社・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol. 58 名古屋事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第58回目となる今回は、名古屋事務所からのレポートです。



2021年2月号で名古屋事務所のご紹介をさせていただきましたが、再び名古屋事務所の登場です。名古屋事務所は2006年4月に開設し、社・本郷 税理士法人の中でも本部を除いて4番目に設置された、古くからある事務所です。

名古屋事務所は2024年9月17日に中日ビルの20階に移転しました。栄のシンボルだった旧中日ビルが建て替えられ、2024年4月23日に新中日ビルとしてグランドオープンしたばかりの建物です。テレビの取材もよく行われており、思わぬ芸能人とばったり出会うこともあります。また、栄駅から直結しておりますので、雨の日でも傘の心配が不要です。

名古屋事務所ではお客さまのさまざまなお悩みに対応できるよう、業務内容の拡大や人員の増員を続けております。スタッフは現在50名以上となり、前回の登場から約4年ほどで倍近くの人数となりました。ベテランのスタッフも多数おりますので、若手も先輩に教わりながら、お客さまのお役に立てるよう日々努力を続けております。

これからも長く名古屋の地でお客さまに喜んでいただけるよう、精進して参ります。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。



東海エリア シニアパートナー

平川 亮

お客さまのための柔軟な対応がモットーです。ラーメン・仏像・神社好き。全国の秘伝開帳情報入手しては飛び回っています。今後は体調に気を遣った仕事のやり方へシフトしていきたいと思っています。

あなたの考える名古屋の魅力とは？

まず、名古屋の人は名古屋から出たがりません。生まれも育ちも現在もずっと名古屋という方がほとんどです。理由は①それなりに都会であること、②東京まで1時間40分、京都まで35分、大阪まで50分というアクセスがいいことが挙げられます。つまりわざわざ引っ越さなくても余裕で日帰りができてしまうのです。名古屋といえば中日ドラゴンズですが、この中日は中日本の略です。東海道新幹線でお馴染みのJR東海も英語表記はCentral Japan Railwayで、愛知県出身の三英傑（織田信長、豊臣秀吉、徳川家康）の時代から名古屋は日本の中心なのです。

名古屋事務所

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄四丁目1-1 中日ビル20階
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713



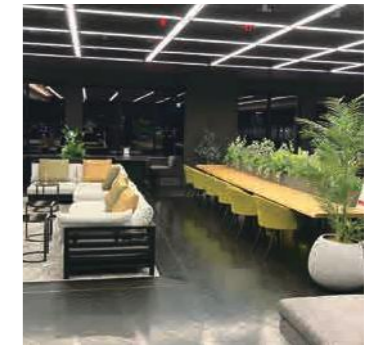
STAFF RECOMMEND



名古屋のお祭りと言えば、三英傑で有名な「名古屋まつり」。後ろに見えるのが中日ビルです。



ビル内3階SAKAE FAN SQUAREは野球中継をはじめ、さまざまなスポーツと飲食が楽しめます。



16階の就業者専用のラウンジ。シャワー室や仮眠室もあり、昼休みは畳スペースが人気です。



日本一大きい水族館が名古屋にはあります。



香嵐渓の約4,000本と言われるモミジ。ライトアップされる紅葉は幻想的な光景が楽しめます。



名古屋の食べ物といえば、ひつまぶし・手羽先も有名ですが、名古屋コーチンも絶品です。



#47

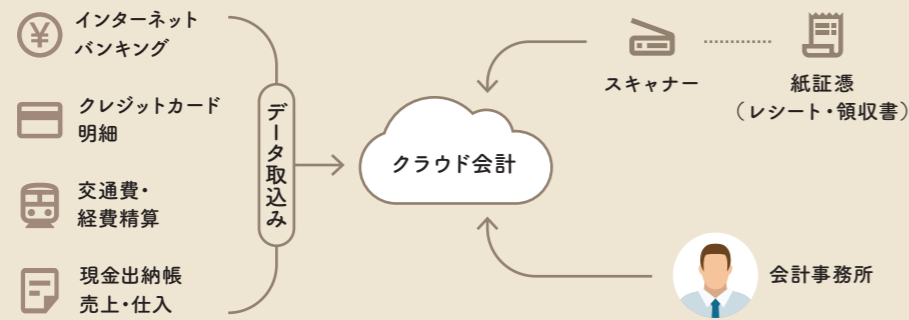
生産性向上術

クラウド会計2

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。

今回は、クラウド会計とインストール型の会計ソフトの比較を行いました。クラウド会計の機能についてもう少し掘り下げてお話ししますね。従来の会計業務は、仕訳入力からデータ共有まで、人が一つひとつ丁寧に作業を進めるものでした。しかし、クラウド会計は、この面倒なルーティンワークを劇的に変える革新的なシステムです。

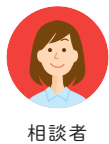
『クラウド会計の業務の流れ』



ポイントは、人の手を介さないところです。デジタルデータを取り込むだけで、システムが自動的に仕分けを行い、入力作業を完了します。人は、システムが判断できない複雑な取引内容の確認に専念できるため、より付加価値の高い業務に集中することができます。また、自動学習機能により、システムの精度が日々向上するため、業務の正確性も大幅に向上します。



えびちゃん



相談者

大幅な時間短縮になりそうね！これで、今まで時間をかけていた作業が、ぐっと短縮できそう。社長への経営状況報告も、より迅速に行えそうね。

会計事務所ともリアルタイムにつながりますので、チェックや相談など同じデータを見ながら話ができます。



えびちゃん

それは助かる！毎回チェック作業に時間がかかってしまい、他の業務に手が回らなくて大変だったの。でも、クラウド会計を導入するだけで本当に問題なく運用できるのか少し不安だわ。



相談者

周辺業務ソフトや小口現金などの業務スタイルも見直すことも必要です。不安な場合は、ぜひご相談ください！



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社
ITコンサルティング事業部 海老原(えびちゃん)まで [✉ itc-info@ht-itc.jp](mailto:itc-info@ht-itc.jp)

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ: メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)

令和7年度 税制改正セミナー

【視聴可能期間】

2025年1月28日(火) 11:30~2月3日(月) 17:00

WEB

参加費無料

法人向け

令和7年度税制改正(法人課税および周辺項目編)

◎講演時間: 約30分

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 北千住事務所 所長 税理士 羽藤 徹夫

個人向け

令和7年度税制改正(個人課税および周辺項目編)

◎講演時間: 約30分

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 ファミリーオフィス事業部 エキスパート 税理士 井口 麻里子

【安積塾】令和7年度 注意すべき確定申告～基礎から応用まで～

WEB

【視聴可能期間】2025年1月9日(木) 11:30~1月15日(水) 17:00 (講演時間 約80分)

参加費: ¥5,000

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

【相続セミナー】国際税務特集 国外転出時課税制度の基本

WEB

【視聴可能期間】2025年1月14日(火) 11:30~1月20日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

参加費: ¥3,000

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 代々木事務所相続センター 税理士 森 真由美

辻・本郷 税理士法人 プライベートウェルスマネジメント部 マネージャー 税理士 平尾 嘉三

「資産家のためのファミリーガバナンスガイドブック

会場

～相続・事業承継・資産運用・ファミリーオフィス～」出版記念セミナー

WEB

参加費: ¥5,000

【会場開催日時】2025年1月16日(木) 14:00~15:30

【視聴可能期間】2025年1月17日(金) 11:30~1月23日(木) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 岩崎総合法律事務所 代表弁護士 シニアプライベートバンカー 日本プライベートトラスト財団評議員 岩崎 隼人

辻・本郷 ファミリーオフィス株式会社 取締役 税理士 1級ファイナンシャルプランニング技能士 井口 麻里子

◎会場: 辻・本郷 税理士法人 東京ミッドタウン八重洲事務所 カフェテリア

多発するサイバー攻撃! 最新事例からみるセキュリティ対策のトレンド

WEB

【視聴可能期間】2025年1月21日(火) 11:30~1月27日(月) 17:00 (講演時間 約60分)

参加費無料

◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 執行役員CIO プロダクトデザイン部部长 今西 善昭

【専門講座】弁護士が解説! 知っておくべき相続法改正のおさらいと遺言・遺留分

WEB

【視聴可能期間】2025年1月23日(木) 11:30~1月29日(水) 17:00 (講演時間 約60分)

参加費: ¥5,000

◎講師: TH総合法律事務所 弁護士 尾林 衛 先生

企業価値向上の第一歩! プロに学ぶDC(確定拠出年金)活用術

WEB

【視聴可能期間】2025年1月30日(木) 11:30~2月5日(水) 17:00 (講演時間 約30分)

参加費無料

◎講師: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 金融サービス事業室 関学 先生

相続セミナー

会場

参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。

◎各会場時間共通: 座談会 14:00~/ 相談会 15:00~

お申し込み・
お問い合わせは
各事務所まで

【座談会】令和7年の税制改正(個人関係)

【札幌】1月28日(火)

◎会場: かでる2・7

◎詳細: 札幌事務所 011-272-1031

【新潟】1月28日(火)

◎会場: Work With米山

◎詳細: 新潟事務所 025-255-5022

事務所一覧 | 国内90拠点・海外7拠点 (2025年1月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ニューヨーク
- ロサンゼルス
- ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所
- 福岡事務所
- 久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 宮崎事務所
- 延岡事務所
- 日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国・四国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所
- 高知県 高知事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所
- 八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所
- 岩手県 盛岡事務所
- 遠野事務所
- 一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所
- 郡山事務所
- いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所
- 長岡事務所
- 上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 福井事務所
- 山梨県 甲府事務所
- 大月事務所
- 長野県 長野事務所
- 長野中央事務所
- 松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所
- 伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所
- 名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所
- 宇都宮中央事務所
- 宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所
- 潮来事務所
- 群馬県 高崎事務所
- 富岡事務所
- 埼玉県 熊谷事務所
- 大宮事務所
- 越谷事務所
- 川口事務所
- 所沢事務所
- 千葉県 柏事務所
- 千葉事務所
- 船橋事務所

- 東京都 亀戸事務所
- 北千住事務所
- 秋葉原事務所
- 東京ミッドタウン八重洲事務所
- 銀座事務所
- 蒲田事務所
- 蒲田駅東事務所
- 池袋事務所
- 新宿ミライナタワー事務所
- 西新宿事務所
- 新宿センタービル事務所
- 新宿御苑事務所
- 新宿HR事務所
- 代々木事務所
- 渋谷事務所
- 練馬事務所

- 吉祥寺事務所
- 立川事務所
- 府中事務所
- 瑞穂事務所
- 町田事務所
- 神奈川県 横浜事務所
- 横浜スカイビル事務所
- 横浜関内事務所
- センター南事務所
- 青葉台事務所
- 横浜井土ヶ谷事務所
- 大和事務所
- 厚木事務所
- 湘南事務所
- 小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

